

業 務 仕 様 書

1. 業務名

令和8年度馬見丘陵公園駐車場料金徴収業務

2. 適用範囲

本仕様書は、馬見丘陵公園にぎわいマネジメント協議会（以下「協議会」という。）が実施する「令和8年度馬見丘陵公園駐車場料金徴収業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

3. 業務目的

馬見丘陵公園では、近年の人件費や物価の高騰により、植栽管理やさらなるにぎわいの創出が困難な状況になっている。持続可能な公園管理に向けた新たな財源確保のため、秋イベント時における「駐車場の有料化」を円滑に行うための業務を行うことを目的とする。

4. 業務期間

- (1) 契約期間：契約締結日から令和8年11月27日まで
- (2) 準備期間：契約締結日から令和8年10月2日まで
- (3) 管理運営期間：令和8年10月3日から令和8年10月12日まで

5. 業務場所

- (1) 所在地：奈良県営馬見丘陵公園（奈良県北葛城郡河合町佐味田2202）
- (2) 駐車台数：普通車664台
- (3) 車両出入口：2箇所（別図参照①北駐車場、②中央駐車場）
- (4) 駐車場利用時間：午前8時から午後6時まで
- (5) 駐車料金

項目	料金体系
普通車（普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。））※	1回500円／台
バス（乗合型自動車）	無料

※イベント関係者用車両については無料とする。

6. 業務内容

- (1) 駐車場有料化に向けた事前準備

① 機器類

駐車場有料化に使用する仮設精算機等の必要資機材を調達する。また、機器等の設置にあたり、関係機関と協議を行う。

仮設精算機（北2台・中央2台）は屋根下への設置を想定しているが、詳細な設置場所は契約後協議を経て決定する。

② 案内・誘導用資料の作成

駐車場利用者を対象に、仮設精算機設置箇所への誘導及び料金精算方法を案内するための案内・誘導用資料を作成する。

- (2) 駐車場料金徴収にかかる運営

現金対応型の料金徴収精算機4台により駐車場利用者から料金を収受すること。精算機は盗難防止の対策を行うこととし、駐車場利用者が認識しやすい場所に精算機の位置を示す看板を設置すること。また、精算機から見える位置に精算機の操作方法がわかる看板を設置するとともに、利用方法等を案内する人員を配置すること。

(3) 自動車ナンバー監視カメラによる監視

各駐車場の出入口にナンバー監視が可能なカメラは別業務にて設置する。

(4) 集金・売上保管管理

売上金については、毎日回収し、試行中においては受注者が管理すること。

管理運営期間が終了し、協議会に売上を報告・確認を受けた後、速やかに売上金を協議会が別途指定する銀行口座へ納入すること。納入にかかる手数料等は本業務に含む。

(5) 機器の維持管理等

本業務で設置する機器類等の維持管理（修理、点検、部品交換、通信費、消耗品）に係る費用は本業務に含む。

(6) その他

- ① 本業務を実施するにあたり必要な関係機関への各種申請については受注者が行うこととし、協議会から別途指示があれば従うこと。
- ② 本業務を履行するにあたり、必要に応じて打合せを行うこと。
- ③ その他、本業務を実施するにあたって協議会が必要と認める業務を行うこと。

7. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

- ① 売上報告書 1部
- ② 業務完了報告書（協議会が指定する様式） 1部
- ③ 実施結果報告書（実施計画を含む） 1部

(2) 成果品の検査

成果品は本業務完了後に協議会の検査を受けた後、納品するものとする。

(3) 納品場所

馬見丘陵公園にぎわいマネジメント協議会事務局

（奈良市登大路町30番地 奈良県まちづくり推進局公園企画課内）

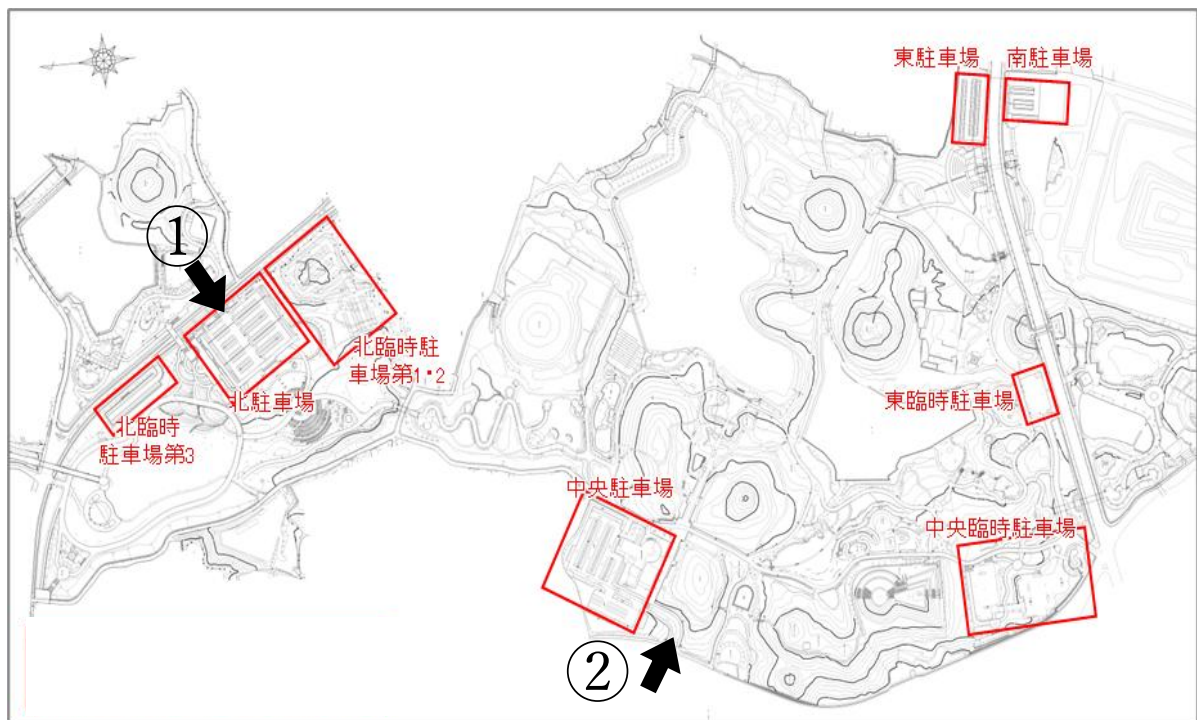
8. 著作権の帰属

本業務の成果品の著作権は協議会に属する。

9. 秘密の遵守

本業務実施中に生じる全ての成果品を、協議会の許可なく他に公表及び貸与してはならない。
また、本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(別図) 駐車場位置図



- ① 北駐車場・北臨時駐車場第1・2
- ② 中央駐車場